

令和7年4月1日

東日本コンクリート株式会社 行動計画

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年 4月 1日～令和12年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

(次世代法：次世代育成支援対策)

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進・育児休業等取得率30%以上を目指すため、有期労働者を含む全社員に社内イントラネットで諸制度等の掲示、周知を図る。

<対策>

- 令和7年 4月～ 育児休業制度に関する情報をイントラネットで全社員へ周知
- 令和7年 5月～随時 対象男性社員へ育児休暇取得申請を促す
- 令和8年 4月以降～ 令和7年度における対策を継承

(次世代法：次世代育成支援対策＋女性活躍推進法：職業と家庭両立雇用環境整備)

目標2：令和12年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 令和7年 4月～ 令和6年度の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 5月～ 計画有給休暇申請の徹底を促す
- 令和7年 10月～ 上半期取得状況のとりまとめ、下半期へ向けて取得促進取組
- 令和7年 12月～ 令和8年3月末に向けて対象社員への取得日数確保要請
- 令和8年 3月～ 令和7年度の年次有給休暇の取得状況について実態を把握、次年度への課題整理
- 令和8年 4月以降～令和7年度における対策を継承